

【月刊】

キャッチ ピース

55

通巻134号/1997.8.20 定価100円

自衛隊の海外派兵を食い止め、大幅軍縮を！
米軍基地を撤去しよう！
反核運動を継続し、核廃絶を！
憲法9条を世界に！
市民による平和政策を提起しよう！
草の根の国際共同作業を進めよう！

新ガンドラインはもう動いている●インディペンデンス小樽へ
ローランド・シンブラン●ACSA・地位協定とフィリピン
沖縄から（伊波洋一）／「財政改革」と軍縮キャンペーン
厚木から●第三次訴訟の準備進む
米軍事故被害●日本政府の責任で補償を—改正法案の提案



なぜ、第7艦隊は 増強されるのか

ヨスカ

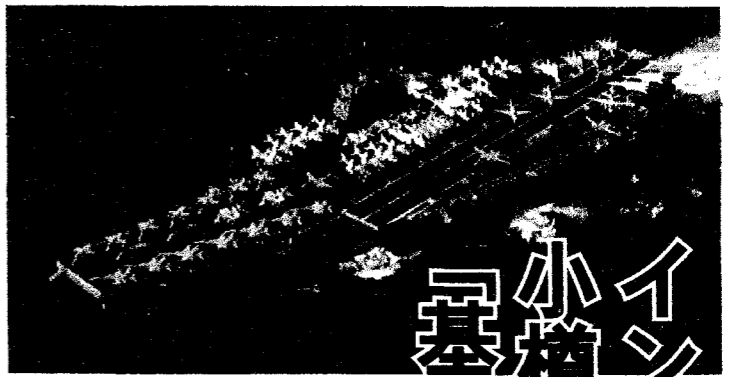
サセボ

イージス艦ジョン・S・マッケインの母港化に抗議：6.27ヨスカ

●維持会員（月額） ●参加会員（月額） ●通信会員（年額）
個人 1口1000円 個人 1口 500円 3000円
団体 1口2000円 団体 1口1000円
(会費は本紙購読料を含みます)

脱軍備ネットワーク

キャッチピース



インディペンデンス 小樽入港と 「基地の全土化」

新ガイドラインは もう動いている

田巻一彦
編集部

八月十九日、新谷昌明小樽市長は、九月五日に計画されている横須賀を母港とする空母インディペンデンスと随伴艦モービルベイの小樽入港を受け入れることを決めた。

小樽市は寄港要請に対し、(一)核兵器搭載の有無(二)物理的に岸壁や航路を使用できるのか(三)民間の港湾荷役

に影響しないのかの三点を中心に検討を重ねてきた。

核兵器搭載の疑いについては外務省が示した「事前協議がない以上、搭載してはいない」との見解にしたがう。また寄港予定日前後に民間船舶の入出港がさほど多くないため、民間の港湾荷役への影響も懸念されない。これが伝えられる入港

受入の理由である。

入港は軍事目的

通告さえすれば米艦は民間港に入港できるとした「日米地位協定」第五条に基づいて、これまでも、米艦船はしばしば民間港に入港している。次ページの図に示されているように、多くの記録が残っている。しかし、空母の米軍基地以外の港への入港は今までになかった。

米軍艦の民間港への入港は多くの場合「友好親善」「文化の理解」などを目的とするものだ。その目的にとって空母はあまりにも攻撃的で血生臭い代物である、このような危険な船の入港がむしろ市民感情を刺激し、逆の効果を引きかねないという判断が、日米政府にあったことは間違いない。さらに、排水量八万トンを越える超大型艦船の入港は、港湾施設や航路などの物理的制約、民間活動への影響など多くの問題を抱えているからだ。

今回のインディペンデンスの入港もまた、千歳でのエアシーヨーへの艦載機の参加という「友好親善」が目的とされている。だが、艦載機を千歳に派遣するだけなら、厚木から飛んで行けばいい。に

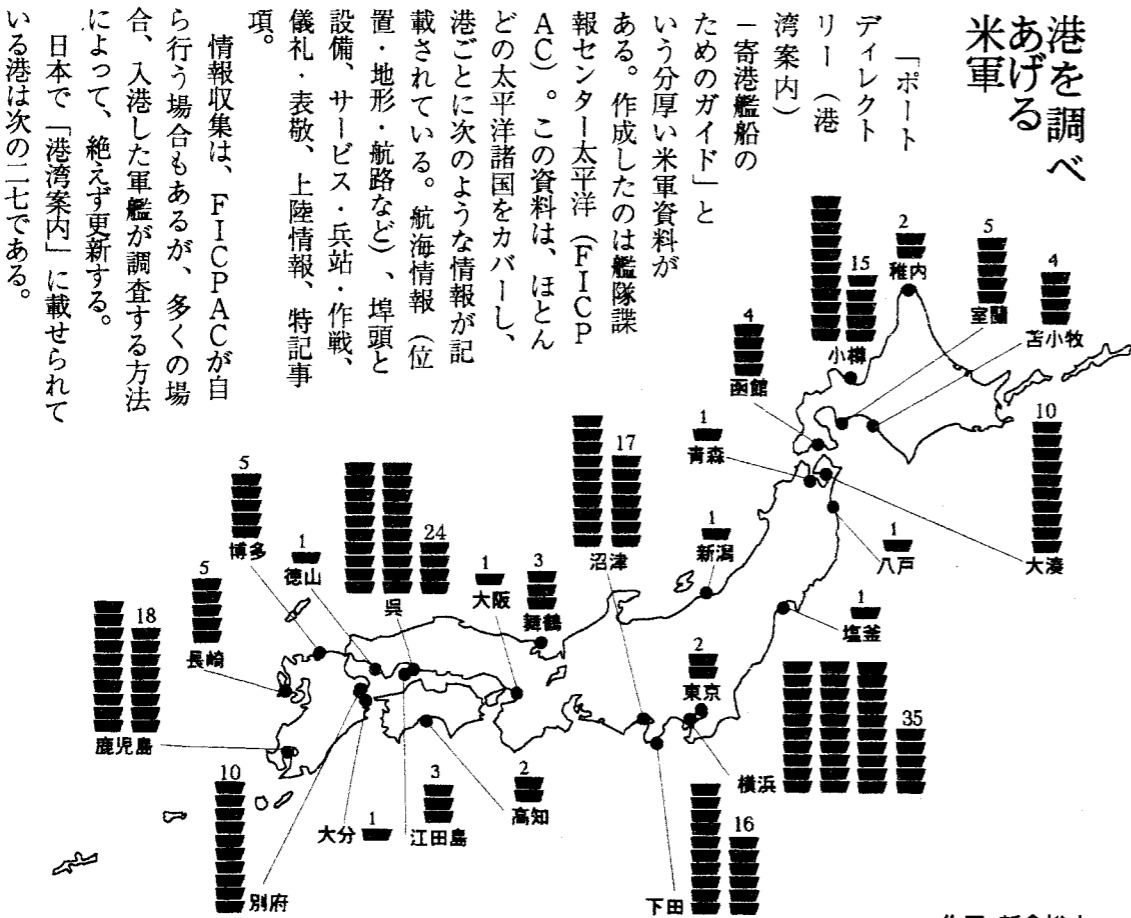
もかわらず、空母は小樽に入る。あえて今、入らなければならない理由があるからだ。

その理由は明白だろう。

「ガイドライン見直し中間とりまとめ」は、「周辺事態における協力」の部分で次のように言う。「日米安全保障条約及びその他の関連取極めに基づき、日本は、施設・区域の追加提供を適時かつ適切に行うとともに、米軍による自衛隊施設及び民間空港・港湾の一時的使用を確保する」。小樽港は「有事」の際に空母が使える港なのかを調べる。米軍にとっての第一の目的はこれだ。第二の目的は、乗組員が港に慣れること。すなわち、入港はそれ事態が、調査・訓練という軍事行動なのである。

さらに日米政府は、「探り」を入れたいと思っているだろう。市長や市当局は協力的か、市民の反応はどうか。探りながら、既成事実を一つ手に入れる。空母は、今後他の港に入ろうとする。その時「小樽に入った」という先例は、地元自治体への有無を言わせぬ圧力になる。自治体だけではない。小樽の港湾労働組合、荷役業者はいずれも入港に反対の立場を表明したが、それは全く返り見られることはなかった。

港を調べ あげる 米軍



作図:新倉裕史

民間港への米軍艦入港データ (1986-95)

沖縄 中城湾、那覇、金、武湾
九州 別府、鹿児島、長崎、福岡、佐世保
四国 中国、松山、岩国、呉
近畿 神戸、大阪
東海 関東、下田、熱海、横須賀、横浜
北陸 東北、新潟、仙台、八戸、青森、大湊
北海道 函館、室蘭、小樽、釧路、稚内

これらのうちの民間港を前ページの地図と照らし合わせれば、びつたり重なる。当然である。今回の小樽でも、「物理的に航路・設備を使用できるか」を市は検討したというが、米軍はとっくに知っていたはずである。使用できるから入港するのである。

小樽に関する「上陸情報」は次のように書かれている。一九八六年八月のブルリッジ入港の際の情報だ。「棧橋付近に抗議行動者がいるため、抗議グループを下船通路に近づけないように警備が要請された。小樽市が棧橋と水際を警備するための警察官を派遣した。責任者は、海上自衛隊の連絡将校であった。警備員は武器を携帯しており、十分の体制に見えた」。

「ガイドライン見直し」に書かれた「一時的使用の確保」は、とっくの昔から米軍にとつては自明の理、当然の前提なのである。そのために怠りなく情報収集にとめてきたというわけだ。今という時期を選んでのインディペンデンスの小樽入港は、このような「平時からの備え」を「有事版」へとステップアップするために必要不可欠な、本命艦・空母による「現地調査」「入港訓練」なのだ。

有事立法は基地の全土化

今回は、一応市長の「受け入れ」表明という形で進んだ。しかし、市長があくまでも反対し、港湾労働者や業者が、強行に反対しストライキや協力拒否で対抗したらどうするのか。その時には、罰則規程など強制力をもたない法律が必要になる。それが「有事立法」の大きな狙いの一つであることは言うまでもない。

繰り返しになるが、「日米地位協定」では、通告さえすれば軍艦は民間港でも入港することができる。正確には「1に掲げる船舶が日本国の港に入港する場合には、通常の場合においては、日本国当

局に適當な通告をしなければならぬ」(第五条三項)。

ここで、「通常の場合には」と断っていることに注目したい。「通常でない場合」すなわち「有事」には、無通告の入港もありうる、そういつているのだ。「有事立法」はすでに「地位協定」の中に準備されている。

ちなみに、提供施設(基地)においては、一部例外をのぞいて入港時の通告は行われていない。第五条三項に言う「港」とは、民間港のことであるというのが日本政府の解釈だからだ。

「有事立法」とは、「基地の全土拡大」のための法整備に他ならない。

「新ガイドライン」は最終草案が八月二十九日に完成、来月末には決定されると報道されている。憲法の根幹に関わり、日米間の基本条約である「安保」の改訂にも等しい取り決めが、ほんの一握りの人々によつて決められようとしている。しかし、それは「戦争対平和」がせめぎ合う、長いたたかひの新段階の始まりにすぎない。息長い運動をイメージしつつ、各地から、「新ガイドライン」「有事立法」反対の声を、今!

自治体の異議申し立て

●7月、全国の基地を抱える都道府県で作る「涉外関係主要都道県知事連絡協議会」は、政府に対して「基地対策に関する要望書」を提出した。その中で「地位協定見直し」に関する部分を紹介する。

●これまで、沖縄をのぞく都道県は、第二の基地県・神奈川に代表されるように地位協定見直しには、決して前向きではなかった。しかし、今回の要望事項を見ると、沖縄県がかねてから要望してきた、基地内の環境関係国内法令の適用や自治体職員による立ち入り調査など具体的な要望を突きつけている。

●特に注目したいのは、低空飛行問題である。やはり国内法の適用を求めている。要請書の別の部分では、実態把握と中止を求める強い調子になっている。

●自治体のこのような姿勢が、この国の軍事化に対する抑止力の大きな一角を占めていることを、何度も確認したいと思う。(た)

2 日米地位協定とその運用について、適切な見直しを行い、改善を図りたい。

(1) 2条関係
地元自治体からの要望等により、施設及び区域の返還についての検討に際しては、あらかじめ地元自治体の意見を聴取し、その意向を尊重する旨を明記されたい。

(2) 3条関係
ア 施設及び区域周辺の住民の生活環境の保全及び安全の確保のため、施設及び区域における大気汚染防止法、水質汚濁防止法などの日本国内法の適用や、地元自治体職員が施設及び区域内への立ち入りを希望した場合には速やかに応ずる旨を明記されたい。
イ 施設及び区域において、規模・機能を変更(提供面積の拡張、中隊の配備等)しようとするときは、これを日米政府間の協議事項とし、あらかじめ関係する地元自治体に協議することを明記されたい。

(3) 5条関係
ア 民間機の円滑な定期運行や安全性の確保のため、米軍機の緊急時以外の民間空港の使用禁止を明記されたい。
イ 米軍機の飛行(低空飛行訓練を含む)については、現在、航空法第81条の最低安全高度の規定が、特例法により適用除外とされているのでこれを見直し、航空法第81条が適用されることとされたい。

(4) 6条関係
民間機の円滑な定期運行や安全性の確保のため、那覇空港の進入管制業務を日本側に移管するための協議を開始されたい。

(5) 9条関係
施設及び区域周辺の住民の生活環境の保全及び安全の確保のため、人及び動物、植物に対する検疫並びに人の保健衛生に関して、国内法を適用する旨を明記されたい。

(6) 13条関係
合衆国軍隊の構成員等の私有車両に対する自動車税及び軽自動車税の優遇制度を是正されたい。

(7) 17条関係
日本側が第1次裁判権を有する時は、合衆国軍隊の構成員又は軍属たる被疑者の拘禁・取調べについて、日本側が何の支障もなく行えるよう明記されたい。

(8) 18条関係
公務外の合衆国軍隊の構成員又は軍属により、あるいは、合衆国軍隊の構成員又は軍属の家族により被害を受けた場合も、日本政府の責任で補償が受けられるよう明記されたい。

(9) 23条関係
災害時における在日米軍との相互応援が実施できるよう明記されたい。

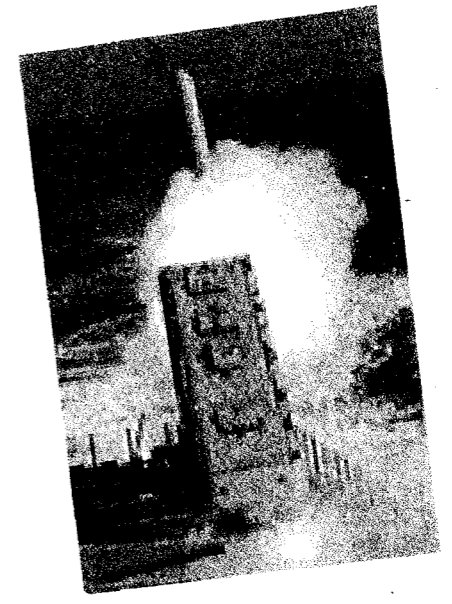
(10) 25条関係
日米合同委員会の場で、基地の運用等に関して関係自治体の意向を聴取し、それを協議することを明記されたい。また、併せて、日米合同委員会合意事項を速やかに公表することを明記されたい。

強化される第七艦隊

ヨコスカ 攻撃力高める 空母随伴艦

トマホーク、イージス艦そしてステルス...

新倉裕史
非核市民宣言運動
ヨコスカ



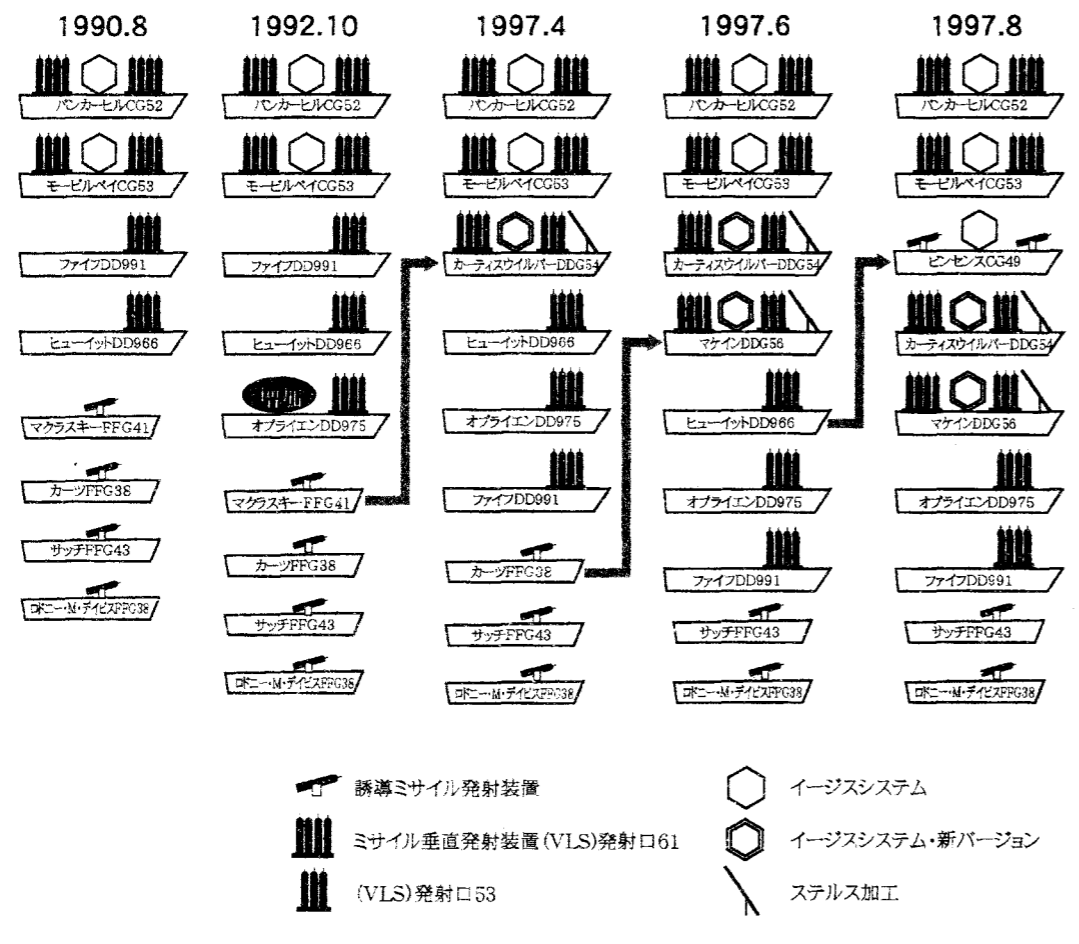
一九七二年

九月二日、サン
デイエゴ（カリ
フォルニア州）A
P発共同電は、リーヒ級駆逐艦ウォー
ン（DLG18）をはじめとする六隻の駆
逐艦が第一五駆逐艦隊を形成し、横須賀
を母港とすることを報じた。空母ミッド
ウェイの横須賀母港に先立つ二年前のこ
とだった。
空母は単独では行動しない。必ず随伴

艦を引き連れ、空母戦闘群を構成して動
く。空母を潜水艦や航空機等の攻撃
から守るためだ。しかし、ミッドウェイ
の母港の二年前に、六隻の艦船が横須賀
を母港とすることについて、市民の関心
はほとんど無かった。反基地運動も、こ
れらの艦船が空母の随伴艦となることを
指摘できなかった。今も原潜や空母には
それなりの関心が向けられるけれど、一
般の水上艦については、名前を覚えるの

横須賀空母機動部隊の強化の図

作図：新倉裕史



になった。
その能力は一九九一年の湾岸戦争で大き
く発揮された。ペルシヤ湾から最初の対地
攻撃は、横須賀を母港とする巡洋艦「パ
ンカーヒル」のトマホークだった。最も多
くの、五八基のトマホークをイラクに打ち
込んだのも、横須賀母港の駆逐艦「ファイ
フ」だった。航空機とちがい、無人で飛ん
でいくトマホークは味方の人的損害を考え
ずに発射命令が出せる。昨年九月にも、横
須賀のヒューイットがイラクにトマホーク
を打ち込んでいる。
トマホーク発射装置を持つ艦船は増え続
け、九七年八月現在で七隻。三六〇度を連
続捕捉できるフェイズドアレイレーダーと
コンピュータで、二〇〇の目標を捕らえ、
必要なミサイルを瞬時に判断し、一度に十
八基も打ち出すことができる「イージス・
システム」を搭載した艦船も四隻。そし
て、電波のはね返りを弱くする構造で相手
のレーダーの捕捉から逃れる構造をもつ最
新鋭の「ステルス艦」が二隻と、この十年
間、空母随伴艦の近代化が継続して進行し
ている。
さらに今年の六月には、新バージョンの
イージス・システムを搭載したミサイル駆
逐艦「マケイン」が横須賀を母港にしたば
かりだが、八月にはイージス・システム

搭載の巡洋艦「ペンセン」が、新しくインディペンデンス戦闘団に加わろうとしている。それぞれ交替なので総数は変わらないということもあって、こうした随伴艦の近代化は攻撃力の強化を、市は横須賀基地機能の強化とは認識しない。

そこで、前ページのようにならぬ図を作ってみた。随伴艦のミサイル攻撃力を、発射装置と防空能力の二つで比較できるように絵解きしてみた。九二年から随伴艦の数は変わっていない。しかし、ミサイルの発射能力は格段に増強されて

いることがわかる。八月ペンセンの母港開始。しっかりと抗議の声をあげよう。

(お知らせ) これら随伴艦の親分インディペンデンスの母港に反対して、九月十五日、第四回平和船団手ごぎ派集会を開催します。集合一時(予定)。場所はもちろん臨海公園。この夏、まだ一度も海に行っていない人、多に楽しめます。是非参加を!

新型強襲揚陸艦が交代配備

サセボ 作戦能力強強める 揚陸艦隊

篠崎正人 ネットワーク
市民セバ

今年三月 ごろから、米海軍 佐世保基地に前進 配備されている強 襲揚陸艦が交代するのではないかと

ニュースが流れ始めた。発端は、朝日新聞の記者が沖縄の海軍広報官から聞いた「ペローウッドとエセックスが来春交代する」という話を、月刊誌の筆者が文中

で紹介したことに始まる。続報では、来年三月ごろ交代する予定という。では、五年ごとの定期修理を佐世保基地内で終えたペローウッドを、なぜ、何の目的で本国に返し、新型揚陸艦を配備しようとしているのか。その背景には作戦能力の強化を目指す米軍のアジア・太平洋戦略がかいま見えてくる。ペローウッドは来年で就役以来二〇年目を迎える。艦齢としても相当なものがあがるが、搭載している通信や兵器システムなどの設備や機器類は一九六〇年代のコンセプトを元に設計しており、近代化を進める揚陸艦隊の指揮艦としては、その能力が不足してきていたようだ。そこで今回行った五年ごとの定期修理と合わせ、能力アップの工事をドライドックに入れて行い、近代化した作戦が可能で強襲揚陸艦として継続して配備する予定だった。ところが、ドライドックの使用をめぐって佐世保市民の強い反対の前にドックの接収をあきらめざるを得ず、結果として日本政府が石川島播磨重工から浮きドックを一八億円で借り上げ米軍に提供する形で工事を済ませた。しかし当初予定の近代化と寿命延

長工事は出来ず、結局は本国に戻して所定の改装工事を行うというのが今回の交代の目的ではないだろうか。

では、何を目的にあるいはどのような揚陸作戦を想定して近代化しようとしたのであろうか。

米海軍は、二一世紀へ向け強襲揚陸艦又は揚陸進攻艦一隻、ドック型揚陸艦一隻、ドック型輸送揚陸艦一隻で構成する揚陸艦隊を一群とし、十二グループ三六隻で構成する近代化揚陸作戦構想を明らかにした。ヘリとホバー型揚陸艇を主力とする強襲揚陸作戦のための構成である。ハリアー攻撃機とF/Aホーネットを組み合わせた対地攻撃戦力で護衛された遠方投射能力は、洋上はるか彼方から内陸部への侵襲攻撃を可能にするもので、明らかに局地紛争に対処する構成といえる。

佐世保には現在沖縄に司令部を置く第三海兵師団第一揚陸群に属する揚陸艦四隻が配備されている。第三海兵師団の海兵遠征軍を前方投射するための艦隊である。しかしそのうちの一隻は就役後三〇年を迎える老齢艦でホバー型揚陸艇の運用能力はない。ペローウッドを除く二隻はホバー型揚陸艇の運用を目的に設計された新型の揚陸艦で、二隻で合計六隻の

ホバー型揚陸艇を運用している。

タラワ級のペローウッドの改修工事は、ワズプ級が持つ通信・指揮・管制・情報処理能力と同程度のシステムを搭載し、二一世紀へ向けた近代化された揚陸艦隊へのグレードアップが目的であった。

来春にも予定されているワズプ級揚陸艦エセックスの交代配備は、周辺有事対処を理由としたアジア・アフリカへの武力介入を前提としたものであり、展開する米軍への補給支援を日本国民に強制するものである。既に、民間空港である長崎空港への米軍機の常時飛来や米海軍佐世保基地を経由する軍事物資の輸送に民間輸送会社を使用している現状は、ガイドラインの日米合意や有事法が制定される状況では、「米軍の戦争」への協力を市民に強制するものにほかならない。

しかし、冷戦終結後のアジア・太平洋において、今なお武力対決を優先させる方針は、地域の安全保障につながるものではない。「地域の安全は、軍備の増加や軍事同盟に頼るのではなく、相互信頼と共通利益に基づくべきだ」(アセアン



エセックス

地域フォーラムで中国政府の発言から)。冷戦思考を断ち切り、今こそ武力に頼らない安全保障の実現へ向けて連携しよう。

七月十三日、厚木基地爆音防止期成同盟（以下「爆同」とする）の第三七回定期総会が大和市の中央文化会館で開かれ、今年度の活動方針などを決定した。今回の総会のメインテーマは何といっても第三次訴訟で、昨年の総会で決定した三次訴訟の取組みの具体的な進行状況に注目が集まった。

総会で鈴木保委員長が報告した内容は、昨年秋季以来、三次訴訟提訴の準備として事務所を設置、専従の事務局員も配置して爆同会員内への原告募集をスタートさせ、年明けには各支部ごとに弁護士

を交えての説明会を開催、家族ぐるみの原告参加を呼び掛けた結果、六月末で一〇〇人の原告応募があった。また、弁護団の体制づくりも進みつつある事、さらに七月に入って、社民党や労働組合など支援団体の動きも本格化し、広く市民への呼び掛けも進んでいるというものだった。

そして、裁判の提訴は十一月三日とし、原告団の結成総会も一〇月五日と提案され、全会一致で決った。

広く市民への呼び掛け進む

爆同総会後には、猛暑の中、七月、八月の毎週、土、日に宣伝カーを持ち込み、爆音のうるさい地域から順次、街頭宣伝、辻説法、ビラの配布と原告参加の呼び掛けが行われている。

大和市内は全域でとの決意でビラも四万枚もの配布だ。

委員長や真屋求顧問、浜崎重信書記長など爆同幹部は「いずれも七〇才を越えており、老骨にむち打っての行動には頭が下がる。」

この様な市民向けの様々な取組みのなかで、七月末の原告応募は一五〇〇名を突破、弁護団への委任状作成や陳述書の作成など、具体的手続きの準備も進み、原告一〇〇〇名を確保もあと一息だ。

厚木基地爆音訴訟の経過

米海軍厚木基地の航空機騒音（爆音）に悩む基地周辺住民が国を相手に裁判。第一次訴訟を横浜地裁に提訴したのは一九七六年九月二十八日。大和市内に住む爆同会員九二名が原告になっての取組みだった。

原告現在一五〇〇人

三次訴訟の準備すすむ

厚木基地爆音訴訟

金子ときお

厚木基地爆音防止期成同盟教宣部長

（相模原市議）

この第一次訴訟は横浜地裁で一部勝訴、控訴した東京高裁では全面敗訴、最高裁では勝訴し、東京高裁に差し戻しとなり、最終判決が昨年、一九九五年の十二月二十六日、東京高裁で言い渡された。

その内容は、住民がもっとも望んでいる飛行の差止めについては、すでに最高裁で却下されており、今回は損害賠償の認定だけであった。

しかし、この東京高裁判決では初めて、厚木基地の爆音が住民にとって堪え難いものであり、『違法状態にある』ことを裁判官が認めた。

この事は大変重要な問題で、事実上、厚木基地が違法状態にある飛行場と裁判所が認定したのである。また、損害賠償としては①80W値（うるささ指数）以上の地域は明らかに受忍限度を超えている、②住宅防音工事は被害を完全に解消させるには程遠く、減音効果は①②のホーンにすぎないとの判断を示し、住宅防音工事を実施した原告にも、一割減の損害賠償が認められた。

さらに、厚木基地の存在は地元社会の発展に格別寄与した事実はない。とも認定している。

もう一つの裁判、第二次訴訟は、第一

次訴訟の大和市民だけの原告団から、大和、綾瀬、座間、海老名、藤沢、相模原の周辺各市に広げ、原告数一六一名で一九八四年一〇月に提訴、現在は横浜地裁の判決を受けて控訴、東京高裁で争われており、今年九月二十六日には第十二回の公判が開かれ、証人尋問も終了、あとは九月五日に予定されている現場検証を残すのみで、第二次訴訟も遅くとも、来年には東京高裁判決が出ると予想される。

第三次訴訟の意味するところ

現在厚木基地周辺で爆音の被害を受けているのはおよそ一二〇万人にのぼると考えられる。そのうちこの間、裁判に訴えているのはわずか二五〇人あまり、まだまだ大きな力にはなっていない。爆同の会員でも、膨大な裁判費用と、長い裁判闘争への労力、様々な書類や法廷での証言などにかかわることは大変な状況にあり、また、弁護団も編成するとすると大変な課題だ。

しかし、現に爆音の被害があり、裁判所も厚木基地の爆音は違法状態だと認定する中で、国がその対策をいっこうにとらない現状では、再度より大きな原告



オープンハウスで（写真・金子ときお）

団、それも数千人の単位の大原告団を組織して、国に打撃を与えなければならぬ、としたのが昨年の総会で、運動としての自治体への働きかけ、マスコミの喚起など課題も多い。

また、他の嘉手納基地訴訟、横田基地訴訟、小松基地訴訟などの大量原告団での提訴に続くものとしても重要な要素を持つものだ。

大量原告団となると、弁護団の仕事も膨大なものが予想され、被害立証をどのように行うか、早期審理を行うための工夫、など今後原告団との連携で解決しなければならぬ課題も多い。

オープンハウスとパラシュート降下訓練事故

七月二八、二九日に行われた今年のオープンハウス・『ウイングス97』。爆音被害や危険性から中止を求める様々な事前の取組みがあった。

爆音の申し入れをはじめとして、県平和運動センター、さらに地元大和市などが先頭に立って、米軍や国・防衛施設庁に申し入れを行ったし、県や周辺市も同様の取組みを行った。

こうした声を無視し、六月一〇日に空

母インディペンデンスが横須賀に入港、直前の八日に艦載機を厚木基地に降ろし、以降厚木での離発着を繰り返して、爆音をまき散らしての訓練が激しく行われた。特に二二日から週になると、曲技飛行のリハーサル訓練も始まり、爆音に対する住民の抗議の声もたかまり、周辺住民の苦情電話も多数になった。

こうしたなか、県や周辺市の再度の中止の申し入れを無視する米軍は、ついに二六日、パラシュートの降下訓練中、午前一〇時三〇頃、事故をおこした。

このパラシュート降下訓練は沖繩・トリイ基地所属の米陸軍第一大隊第一特殊部隊群のグリーンベレー部隊八人によるもので、二度目のジャンプの際、六人が風に流されコースを外れ、南東側の基地外、民家や自衛隊官舎に落下、民家の窓ガラスが割るなどの被害を及ぼしたのである。

ところで、厚木基地の自衛隊ヘリコプターがこの捜索に当たっていたことが、マニアのエアバンド情報で明らかになっている。米軍の事故で米兵救出に駆けつけるという自衛隊の体質は相変わらずだ。

この事故に対して、県平和運動センターや大和市などは、米軍に曲技飛行や

パラシュート降下の中止を求める申し入れを行った。しかし米軍はこれを無視、『ウイングス97』は予定通り実施すると発表して、事故を起こした日の午後も十六機の編隊飛行訓練を基地上空で行うなどの暴挙を繰り返す有様だった。

ところで、『ウイングス97』の当日、二八日は折からの台風八号の影響で、曲技飛行は午前中の日本民間パイロットによるアクロバット飛行のみで、他は中止となった。二九日は台風も過ぎ去り、予定通りのイベントとなったが、パラシュートの降下は行われなかった。

なお、この日大和市役所に寄せられた爆音の苦情電話は五〇件にもほり昨年の十二件を大幅に上回った。また、例年は基地開放に入場する人数を米軍が主催者発表として「六〇〇七〇万人」としていることに対し、今回大和市、綾瀬市が中心となって専門の調査員が入場者数を調査。二八日は六万五千七百三十一人、二九日は六万六千八百四十一人で、米軍のケタ違いの水増し発表を暴露するものとなった。

連絡先◆第三次訴訟原告団事務所
☎〇四六一(六四) 四三四五

沖繩から

沖繩がかわれば、アジア・太平洋がかわる

報告 28

〒901-22 沖繩県宜野湾市志真志517-1
沖繩県平和センター
TEL 098(898)6628
FAX 098(897)6653
郵便振替 鹿児島2-11249

「沖繩から」
「沖繩ボイス」
編集委員

伊波洋一
(沖繩県議会議員・前沖繩中部地区労働局長)

米軍活動が活発化

沖繩の米軍、特に海兵隊が活発に活動し始めている。七月、普天間基地の周辺地域でも各種米軍ヘリの旋回飛行訓練が激しくなっていることが日々感じられるようになった。

ホワイトビーチでは強襲用陸艦ベロー・ウッドなど米軍艦船の寄港が頻繁にあり、特に攻撃型原子力潜水艦イン

ディアナポリスが、七月二十一日から三十一日までの短期間に五回も入出港を繰り返すなどして、周辺市町村を苛立たせている。特に二十一日正午の沖合い寄港は、事前通告もなしに行なわれ、沖繩県は米軍と外務省沖繩事務所などに強く抗議している。寄港の理由として「休養、補給、維持」あるいは、「急患移送」をあげているが、七月十五日から三十一日まで実施された沖繩近海で実施された米軍の演習「ブルーグリーン」(SOCEX (特殊作戦能力証明演習)に参加したと思われる。特に、同演習には一九九二年から沖繩に駐留している海軍特殊部隊「ネイビーシービーズ」も参加し、攻撃型原潜を使った特殊作戦の演習が行なわれるようだ。

このような海兵隊の活動の活発化は、二年前の三名の海兵隊員による少女暴行事件以来、沖繩の県民感情を刺激しないようにしてきた在沖米軍が、米軍用地特措法の改正や日米防衛協力のガイドラインの見直しなど日本政府の対米追従姿勢を敏感に感じ取って、少女暴行事件以前のように沖繩県民を無視していく方向に姿勢を転じる兆しのように見える。

象徴的なこととしては、七月十八日に沖繩に駐留する第三海兵遠征軍司令官の

ランクが少将から中将に格上げされた。海兵隊報道部は通常の異動としているが、在沖海兵隊維持に向けた意思表示と受け取られている。日本側から相次いでいる海兵隊の撤退要求やニューヨークタイムスへの海兵隊撤退意見広告などに対して、海兵隊員の士気を高める狙いもあるだろう。同時に、海兵隊撤退要求に対する米軍の抵抗の姿勢を示していると言えよう。

海兵隊撤退の声

一方、海兵隊撤退を求める声は、散発的なものから確実に一つの流れになりつつある。六月末から七月初旬に訪米した自民、社民、さきがけ三党の訪米団(団長・山崎拓自民党政調会長)は、七月三日にハワイ州ホノルル市内の米太平洋司令官と会談した際に、沖繩の海兵隊など、在日米軍をハワイ也ゲアムに移転する可能性をただした。ブルアー司令官は否定的な答えをしたが、日本政府与党の代表団が海兵隊撤退について米太平洋司令官に要求するようになったことは、海兵隊の撤退が現実の日米両国の課題となりつつある側面を示すものといえよう。

今年三月には、日本政策研究所のチャ

原潜が入港する
ホワイト・ビーチ



ルマーズ・ジョンソン所長やマイク・モ
チヅキ・ブルックリン研究所研究員など
米国の学者グループ十三名がクリントン
大統領、コーエン国防長官、議会メン
バーなどに在沖海兵隊の削減・撤退を求
める提言書を提出していたが、このほど
ジョンソン所長あてにカレン・S・ヒー
ス海軍省次官補名で返事が届き、沖縄か
らのマリンの削減について「米国のアジ
アにおける軍事戦略が不要になったと
き、あるいは、日本政府がもはや米軍の
駐留を求めなくなった時のいずれかの場
合起こるものである」として、現時点で
の海兵隊削減に難色を示した。

しかし、日米防衛協力ガイドラインの
見直しに示されているように、米国の戦
争のために米軍が日本全国の民間空港や
港湾、道路を自由に使用できるようにさ
せ、自衛隊も自動的に米国の戦争に参戦
するようにしてから、海兵隊の撤退を行
なうつもりようだ。

日本国内の海兵隊撤退の声を逆手に
とって、日本政府の譲歩を引き出そうと
しているように見えるのだ。海兵隊撤
退を日米の軍事関係強化に結びつけてさ
せてはならない。

何千億円も日本政府が負担して海上へ
りポートを建設し、海兵隊の駐留を継続

させることは、米軍が朝鮮半島やアジ
ア・中東で戦争突入を準備する以外の何
物でもない。日本の支援に何の不安もな
くなれば、米軍はいつでもこの地域での
軍事力行使を選択するだろう。米国はす
でに唯一の超軍事大国であり、日本の拠
点基地の提供と自衛隊を足せば全世界の
約半分の軍事力を有することになる。軍
事力行使への敷居を高くしていくことが
必要である。沖縄からの海兵隊撤退およ
び米軍基地の撤去は、将来の戦争へのプ
レーキになる。

へり基地反対市民 投票条例制定署名

九六年四月の普天間基地全面返還合意
は、代替へりポート施設の新たな提供を
条件としており、嘉手納飛行場やホワイ
トビーチ沖などが候補地として噂されな
がら地域の反対を受けてなくなり、最終
的に沖縄本島北部の名護市の東海岸沿い
にあるキャンプ・シュワブ沖につくるこ
とで日米が合意している。防衛施設庁
は、橋本首相の地元の意に反して建設は
しないと言葉と内閣主導のいくつかの地
域振興策によって、二度の建設反対市民
総決起大会の反対決議を行なった名護市

て六百名を超える多くの市民が参加し、
各種団体の市民投票を成功させるための
横断幕や縦看板が市内に溢れるなかで、
署名活動が取り組まれた。

有権者の五十分の一の署名で条例制定
請求はできることになっているが、名護
市民有権者の三分の一(一万三千人)を
目標に署名活動は行なわれ、結果的には
全有権者の過半数を超える一万九七三四
人分の署名を八月十三日に名護市に提出
した。全有権者の過半数を超える署名簿
の提出は、へりポート基地建設に容認姿
勢を示す。名護市長と名護市議会で過半数
を占める与党議員団に衝撃的に受け止め
られている。

これまでは、名護市議会与党は市民投
票の実施を疑問視しており、署名が提出
されても市民投票条例が制定しない意向
を表明していたが、今回の過半数以上の
署名簿の提出で、動搖を隠せず、二万人
近い署名を無視できないとしている。比
嘉市長はコメントを控えているが、九月
議会に市民投票条例と実施のための予算
措置を提案することが現実になった。

可決されれば、十二月頃の市民投票実
施となる。委員会での継続審議や最悪の
場合として否決も予想されているが、
海上へり基地の建設を容認し市民投票に

反対してきた与党議員も圧倒的な市民世
論を無視できなくなった。

今回の圧倒的な署名を実現した背景に
は、へりポート問題を名護市東部地域だ
けの問題とせず、名護市民全体の問題と
してとらえて全市民的な課題として取り
組んだ名護市民投票推進協議会に結集し
た多くの市民団体の幅広い取り組みがあ
る。さらには、県内の革新政党や労働団
体、民主団体からの支援も手助けとなっ
た。

今回の二万近くの署名簿の実現は、不
透明になされる名護市当局や市議会与党
多数派のへり基地容認にプレーキをか
け、市民の側からノーと意思表示する市
民投票の機会をつくることは間違いない
だろう。

動き出した海上へ りポート建設調査

名護市で市民投票請求署名が取り組ま
れているなかで、海上へりポート基地の
建設のための事前調査が動き出してい
る。起業者である那覇防衛施設局が六月
十八日に申請していた十七ヶ所の海上
ボーリング調査申請について、沖縄県は
七月二十八日に現地の環境調査を行なお

の比嘉(ひが)市長から「事前調査」の
受け入れを引き出した。海上へり基地建
設に向けたスケジュールが着々と進行し
ていくなか、名護市長が海上へりポート
基地建設に反対する市民の声に反して、
海上へりポート基地建設を容認してい
くのではないかと危機感をもち始めた名護
市民たちは、「名護市の将来は市民みん
なで決めよう！」を合言葉に、多くの市
民団体や民主団体で構成する「へりポ
ート基地建設の是非を問う名護市民投票推
進協議会」を六月六日に結成し、会市民投票
条例の制定請求と必要な署名活動の準備
を開始した。

そして、六月二十六日に条例制定請求
を行ない、七月九日から八月八日までの
署名活動を取り組んだ。名護市内の目抜
き通りに事務所を構えた名護市民投票推
進協議会の活動には、署名集受任者とし

うとしたが、現地でもヘリポート建設阻止を求め住民代表の強い反対で断念し、八月一日にキャンプ・シュワブ沖のボーリング調査を許可し通知した。

沖縄県のボーリング調査許可決定に反対する住民代表や市民グループは、県土木部長に面会し許可の撤回を迫ったが、県としては国の機関委任事務として事務的に処理することを決定していると答えるにとどまった。キャンプ・シュワブ沖への海上ヘリ基地建設問題についての沖縄県の対応は、名護市地元で強い建設反対の意思を表明している地域住民からは、大きな反発をうけている。ホワイトビーチ沖での建設については、早々と反対の意思を表明した沖縄県がキャンプ・シュワブ沖について「だんまり」を決め込んでいることが、容認的な姿勢と受け止められているからだ。

一方、国と県の間では、普天間基地の跡地を拠点のひとつとして計画されている国際都市形成構想を実現するためには、移設先問題を調査段階でストップさせることで、デッドロック状態にならないようにしたいという県の姿勢について、県政与党は事務的とはいえず許可には反対としながら「大田県政として海上ヘリポートを認めたいという理解には立たな

い」としている。大田知事は定例の記者懇談の席で、「日米特別行動委員会(SACO)の最終報告は移設条件付で厳しいものだが、県民一体となって乗り切らないと基地のない沖縄づくりはできない」と語り、「県内移設には反対である」としながら、今回の調査を建設調査とは理解していないとした。

八月四日から反対住民の抗議する中でボーリング調査が開始され、ボーリング予定地の深さなどが測られ、約二万名の市民投票条例請求署名が提出された十三日には設置されたやぐらでボーリング調査が始まった。実際の調査が始まったことに、地元へのヘリポート阻止協議会は反対運動を続けていくことを表明した。今後、沖縄の反基地運動は、市民投票を実現しながら粘り強く海上ヘリ基地建設の反対運動を継続していくだろう。

自民党惨敗の 宜野湾市長選挙

さて、昨年四月に五年ないし七年以内に全面返還することを合意された普天間基地のある宜野湾市で七月十三日に市長選挙が行われた。保革の対決となり、一九八五年から三期十二年続く革新市政を

継承し、県内移設に反対の立場と普天間飛行場の約束どおりの全面返還および国際都市形成への取り組みを訴えた比嘉盛光(ひがせいこう)氏(59歳)が保守系候補の二倍以上の得票をして圧勝した。

市政奪還をめざす自民党は、海上ヘリポート建設を争点に取り上げて県内移設実現を主張し、保守候補でなければ普天間跡地開発はできないとして、終盤には野中幹事長代理、稲垣沖繩開発庁長官などを派遣し、海上ヘリ基地建設なしには普天間基地の返還はありえないとの宣伝を行ったが、宜野湾市民は、県内移設のない普天間基地返還を選択したといえよう。

さて、嘉手納町長が、新たに設けられた米軍基地関連の特別交付税の傾斜配分は基地被害の実態に関係なく、自治体内の基地面積と米軍人数で計算されたことに強く反発して、嘉手納基地の全面返還を要求することになった。自民党系の嘉手納町長が嘉手納基地の全面返還要求を打ち出したことは、沖縄県が進める二〇一五年までに米軍基地の全廃を求める基地アクションプログラムが各自治体にも認知されつつあることを示している。

アメリカは もう一度 フィリピンを「皆」 じしよひんじん



ローランド・シンブラン



フィリピンを代表する反核・反基地運動体「非核フィリピン連合」議長のローランド・シンブランさんが7月「非核自治体草の根ネットワーク」の招きで来日し、19~20日札幌での同ネットワーク全国集会を前後して、首都圏、関西等をスピーキング・ツアーを行った。7月16日横浜で開かれた集会(主催:すべての基地にノー! ファイト神奈川)での講演を再録する。(通訳・菊池敬嗣 文責・田巻一彦)

フィリピンの最新の情勢と、私たちの運動の現状について話したいと思えます。話題は三つです。一つ目は、米軍基地跡地の平和転換の問題。第二にこれら基地跡地の環境汚染―米軍が残した「毒物の遺産」の問題です。三番目には、フィリピン国土を再び軍事利用しようとする狙うアメリカの動きについてです。

フィリピンは日本からさほど遠くありません。マニラから成田までは飛行機で大体三時間。沖縄とマニラは一時間半

です。当然米軍にとってもフィリピンと沖縄は近い。沖縄の海兵隊は定期的にフィリピンに来て合同演習をやっています。

米軍がフィリピンに初めて来たのは今世紀の初頭、私たちがスペインとの戦って独立を勝ち取った(一八九八年)直後でした。フィリピン民衆が一九九一年に基地協定を拒否するまで米軍の駐留は続きました。フィリピンはアメリカがアジアに持った最初の植民地であり、アジア

進出のための軍事的・政治的・経済的要塞の役割を果たしていました。

フィリピンの米軍基地は、植民地支配と一体の存在でした。米軍は一九〇一から一九〇三年までに、基地体制を確立します。米軍は、フィリピンの独立を破壊するために送り込まれた先兵でした。今日でもアメリカの歴史教科書は、アメリカのフィリピン侵略は合法的で道徳的にも正当な行為であったと書いています。しかし、その時点で我々はすでにフィリピン

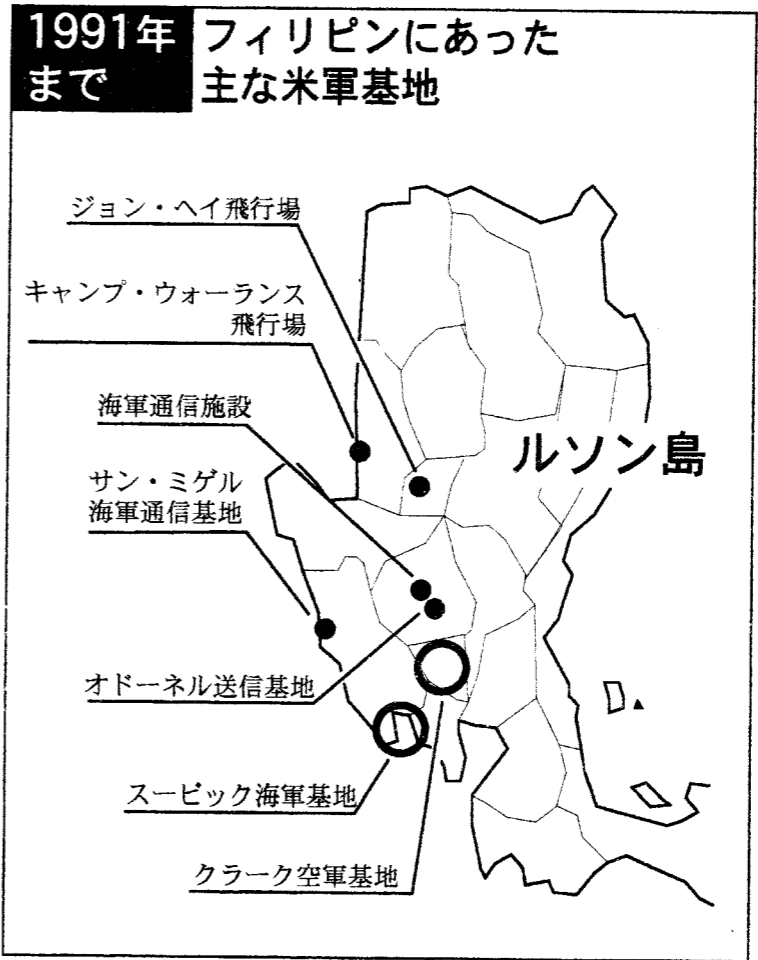
ン共和国を樹立していた。アメリカはこの生まれただけの共和国をつぶしたのです。

昨年私はベントゴンを訪ね、一八九九年から一九〇三年までの闘争の資料を見ました。そこでは、フィリピン侵略に加担した人々を英雄として書かれています。

た。

平和転換プログラムの「光と影」

一九九一年、民衆の戦いによってフィリピン上院は基地協定案を拒否し、米軍基地の歴史は終止符が打たれました。そ



して一九九二年から、政府は基地跡地の平和転換プログラムに着手します。

フィリピン基地転換開発機構の公式報告書によれば、九二年以降四年間で基地跡地への開発投資は十八億ドルに上り六万五千九百七十七人の雇用を創出しました。これは、基地の最盛期の雇用を上回る数字です。とりわけスービック海軍基地とクラーク空軍基地の跡地には、多くのビジネスと経済活動が集積されてきました。それは、「経済的奇跡」とも呼ばれています。二一世紀の「新しいホンコン」という声まで聞かれます。かつて米軍基地擁護派は、米軍基地が無くなったならフィリピン経済は崩壊すると主張していましたが、しかし、これまでの経験を見ればそれが間違いであったことは明白です。

スービック海軍基地の跡地は国際空港となり、国際コンベンションセンター、リクレーション施設に姿を変えつつあります。かつて米軍がゲリラ戦の訓練をしていた大規模な熱帯雨林は、生態学センターとなっています。

一方、クラーク空軍基地はアメリカ国外では最大規模の空軍基地でしたが、現在国際空港として、ルソン島北部の活性化の拠点になっています。

以上が基地転換プログラムの肯定的な

側面です。しかし、重大な問題も発生しています。基地跡地に適用されている経済プログラムは、全国的なフィリピン経済プログラムの一貫なのですが、政府の全国的な経済政策は、フィリピン国内の投資家よりも海外の投資家を優遇しています。基地跡地開発もその例外ではありません。スービックとクラークはいずれも経済特別区を宣言しました。とくに自由貿易港スービックは、海外投資家にとって魅力的な存在です。これらの地域では海外投資家を積極的に受け入れるために、労働組合活動が抑圧されるなど憂慮すべき問題が発生しています。

基地跡地で六万五千九百七十七人の雇用が創出されたと先ほどお話ししましたが、彼らの多くは団結権、ストライキ権が奪われています。経済特別区では、直接雇用契約を結ぶのは労働者をリクルートする専門の会社で、労働者はそこから実際に仕事を各企業に派遣されます。労働現場では、労働組合に加入しないという誓約書を書かされる。基地跡地で作り出された雇用とは、このような実態なのです。

米軍基地は撤去されましたが、取り組むべき課題は山積しています。それは、フィリピンの社会的・経済的・政治的構

造を変革するということです。基地がなくなつた今でも、少数のエリートによる支配という現実は何も変わっていません。労働者、農民そしてあらゆる階層の参加を得て、この戦いを押し進めなければなりません。米軍の撤退は間違いなく前進でした。しかし、私たちはここに立ち止まるわけにはいきません。圧倒的多数の労働者や農民が、自信を持ってフィリピン社会の建設に参加できるようにしていかなければならないと思います。

これは、欧米諸国の植民地から独立した国々に共通の課題です。外国支配の終了はかならずしもその社会の経済的・政治的民主化を意味しない、国内エリートによる支配を終わらせ、社会構造を作りなおして民衆の主権を確立しなければなりません。

米軍が残した「毒物の遺産」

米軍が撤退した後、フィリピンの科学者たちは限られた範囲内でしたが基地跡地の土壌と水の調査を行い、米軍が投棄した廃棄物によってかなりの環境破壊・環境汚染が進んでいることを確かめました。おびただしい量の毒性化学物質が、基地跡地の地下水を汚染していたので

す。地域の反基地運動グループの調査によつて明らかになった、この「毒物の遺産」について。私たちは、フィリピン政府がアメリカ政府に対して正式に汚染調査を求め、環境破壊調査結果をすべてフィリピン政府と国民に公開させるよう要求しています。そうしなければ、基地跡地への住民の定住が不可能だからです。

アメリカ政府は、「フィリピン側が汚染の事実を実証したならば、技術的な援助を行う」と言っています。ただし、汚染除去はアメリカがやるのではなく、「一緒にやるのだ」と。

ACSAと地位協定

今日私が特に強調したいのは、再びフィリピンを軍事的に利用しようとする米国の最近の動きのことです。そのため米国は新しい協定を締結しようとしています。それは、ACSA（物品役務相互融通協定）とSOPA（地位協定）。

アメリカは平和転換プログラムによつて繁栄しつつある港を、物品や燃料の補給のために軍事的に利用したい。これがACSAの狙いです。

基地汚染

HEIRS TO TOXIC LEGACY?



●キャプション訳：「毒物の遺産の継承者たち？」この子供たちは、クラーク空軍基地跡地周辺の毒物汚染の影響調査を行っている環境グループが発見した先天性障害症例のほんの一部である。右の写真はマルコス村の12ヶ月女児。下右はダアン・バカールの男児、下左はバランガイ・ドロレスの少女。

●全国の42団体から構成される「基地汚染除去のための民衆タスクフォース(PTFBC)」によれば、クラーク経済特別区内の再居住地域では、子供の間に異常な率で障害が発生している。PTFBCはこの原因を「親たちが長い間毒物を含んだ水を飲んできたため」と推定している。また、大人の間にも腎臓障害が増加している。

●米空軍が1988、89、90年に実施した環境調査報告書は、クラーク基地内に有害化学物質、産業廃棄物が散在していることを認めている。

クラーク、スービックに米軍が残した主な有害汚染物質(米軍資料より) アスベスト・塗料片・サンドプラスト残渣(金属微粉)・重金属(鉛・クロム)・ジェット燃料・有機溶媒・三ブチル化銅・重クロム酸ナトリウムなど

一方、フィリピンとアメリカの軍当局は、米海軍がスービックとミンダナオ港、ネグロス島を含めた全国の二一の商業港を利用して補給・給油・補修・リクレーションなどのサービスを受けられるよう、この間秘密協議を進めています。アメリカは、軍事利用は経済的な効果ももたらすとしながら、再びフィリピン

憲法を踏みこじろうとしています。さらにアメリカはラモス大統領に、憲法を改悪するよう圧力をかけています。憲法はフィリピン領土内における核兵器の存在を禁止しているので、アメリカが「核兵器の存在を肯定も否定もしない」という政策をとっている限り、米軍艦はフィリピンの領海内に入ることはできないか

ずです。この疑問に対して元米海軍提督のユージン・キャロルさんは次のように行っています。「アメリカは今、自分自身との軍拡競争に陥っている」。

私の見るところでは、アメリカはフィリピンでアジア各国と共同演習を行って、兵器を宣伝し、武器・兵器市場を拡大しようとしているのではないかと。東アジアの国々にミサイルやレーダーを飛行機を売り込もうとしているのではないかと。フィリピンでも軍拡が進んでいます。軍近代化のために今後十五年間に三三〇〇億ペソ(約一兆三〇〇〇億円)が注ぎ込まれています。アメリカはこれに目をつけている。事実、アメリカのフィリピン大使トーマス・アワース氏は、フィリピン軍隊の近代化にアメリカからの兵器が中心的な役割を果たすことを認めてほしいと語っています。

非核地帯の拡大を!

東南アジアでは、この二年間に非常に重要な動きがありました。東南アジア非核地帯条約が一九九五年に署名され、現在各国で批准が進められています。この非核地帯条約は、核兵器の持ち込みと核物質の輸送を禁止しています。日本であ

れどの国であれ、核物質の輸送にマラッカ海峡を通るコースを使っているのはお断りだと言っている。たしかにいくつかの弱さをはらんだ条約ですが、私たちはこれを積極的に推進していくべきだと考えています。

フィリピンで基地撤去に成功した最も重要な第一歩は、核兵器の持ち込みを禁止した非核憲法の成立だったことを思い起こしましょう。私は、同じように東南アジア非核地帯条約が、この地域から米軍を撤退させるための重要なステップになるだろうと考えています。

アメリカ政府は、この条約の批准を不愉快に思っています。この地域での軍隊の活動が制約されてしまうからです。だからこそ、スプラットリー諸島(南沙諸島)の領土紛争が声高に叫ばれている。

この諸島をめぐるのは中国・ベトナムなどが領土権を主張して争っています。これをテコにして、アメリカは東南アジアにおける米軍のプレゼンスを正当化しようとしています。

ペンタゴンの文書は、この地域を「貿易ハイウェイ」と表現しています。米海軍は、この貿易ルートを守ることを最大の関心しているように見えます。これは、いわゆる「グローバリゼーション」、

らです。たとえ、修理や給油等の商業的な利用といえども、非核条項、関税、入国検査、犯罪に対する罰則など、フィリピンの法体系に従わなければならないのは当然のことです。

二つの協定の一つ、SOF A(地位協定)でアメリカが求めているのは、休養のためにフィリピンに上陸する軍人たちに治外法権的な特権を与えることです。犯罪をおかしてもフィリピンの法律で罰することができないようにする。アメリカと軍事的な協定を結んでいるどの国でも、このような治外法権的な特権を与えてはいません。通常SOF Aは米軍基地が置かれた国との間で、基地提供に付随する取り決めとして結ばれるものです。フィリピンには基地がない。にもかかわらず、軍人の特権的な地位を与える協定だけを結ぼうと言っているのですから。この協定は異常と言っはかありません。

軍人に対する裁判権・入国管理・裁判権などを全く認めないということは、フィリピンの主権を認めないも同然であり、領土の併合に等しいものです。

アメリカはなぜ今、ACSAやSOF Aを必要としているのでしょうか。冷戦が終わって、世界的にも地域的にもアメリカにとっての脅威はなくなっているは

軍隊こそ

最大の無駄づかい

「財政改革」と軍事費

国民の皆が皆ボーンとしていたわけでもなかっただろうが、今や我が国の財政は完全に破綻。借金総額は四百兆円。赤ちゃんまで入れて均等割りして国民一人当たり約四百万円になるといふ。どうしてこんなになるまで放っておいたのか。信じられない話だが責任の一端は国民(自分)にあるのだから文句を言っているだけでは済まされない。これからどうするか。というわけでまずは去る六月三日、政府・与党の財政構造改革会議(議長・橋本首相)がまとめた「財政構造改革の

推進方策」に注目。
改革会議のメンバーには中曽根、竹下、宮沢、村山などの首相経験者がズラリ。膨大な赤字財政を築き上げてきた責任者の面々に話し合ってもらおうというセリクスとは? ところで「財政構造改革の推進方策」だが、これは「たとえ火だるまになっても行政改革に本気で取り組む」といった橋本首相がその本気振り国民に見せたもので、今後六年間の財政を総枠で抑制した。具体的には二〇〇三

年度までに赤字

国債の発行をゼロとし、財政赤字を対GDP(国内総生産)比二%以下に抑えることを目標にして歳費削減の数値目標を出した。これによって来年度の一般歳出はマイナスに転じることになった。将来のタメに今きちんと財政再建を計る、このことに異論をはさむ人はいない。そして中味の検討の前に一つ評価したいのは、今世紀中の三年間を改革五原則の集

1997年(平成9年)6月4日(水) 日本経済新聞

構造改革へ財政抑制 閣議決定

98年度一般歳出2000億円減

中期防は9200億円減

歳出削減策 閣議決定

項目	削減率	削減額(億円)
一般歳出	-1.5%	148,500
国防費	-1.5%	9,740
社会福祉	-0.5%	14,850
教育	-0.5%	9,740
保健医療	-0.5%	9,740
環境	-0.5%	9,740
交通	-0.5%	9,740
文化	-0.5%	9,740
その他	-0.5%	9,740

公共事業 7%減 社会保障 2%増以下

中改革期間として「この間いっさいの聖域なし」としたこと。政府が防衛費も聖域ではないことを初めて国民に示したのだ。新聞の見出しにも「中期防九二〇〇億円減額」との大きな文字が踊った。この内容が盛り込まれた「財政再建法案(仮称)」は今秋の国会に提出される。軍事費削減キャンペーンをどう展開するか、私たちの活動の真価が問われるだろう。

財政改革の第一歩はムダ遣いをやめること。こんな常識が通用しないのが国会というところだったから「ムダを見直してみよう」という今回の姿勢はその意味では立派。ただよくみると私学助成金を減らすとか、社会保障費を削減するとか、中小企業対策補助金を減らすとか国民生活に犠牲を強いる形で実現する緊縮財政になっている。諫早湾で注目を浴びた干拓事業個々の見直しもない公共事業費。問題山積の財政投融资や特殊法人の見直しは先送り。旧国鉄・国有林野事業の三〇兆円にものぼる債務処理も先送り。等々「財政構造改革」とは名ばかり、真の財政改革には程遠い。
「聖域」の枠がはずれたとはいえ防衛費にも同様のことが言えるのだが、その

検証の前に新聞報道によるエピソードをひとつ紹介します。

「推進方策」に対する各省庁の抵抗をさばっていた梶山官房長官、防衛庁の局長には「タンクだ、飛行機だと言う前に肝心なもの(有事法制)ができていない!」と怒鳴りつけたそう(毎日新聞)。陸軍士官学校出身の梶山さんの面目躍如?

「財政構造改革の推進方策」の防衛費関係のポイントは、防衛費が三年連続(九八、九九、二〇〇〇年)でマイナスの伸びとなることと、中期防衛力整備計画(九六―二〇〇〇年度・五年間)総額二五兆一五〇〇億円が総額で九二〇〇億円圧縮されることの二点。因みに今年度(九七年度)の防衛費は前年比二・一%増だった。冷戦終結という歴史の大転換を経たこの十年間であったにもかかわらず日本の防衛費は今年まで絶えず右肩あがりをつけてきた。結果十年前の一・五四倍に。参考までに比較すると福祉費は一・四九倍、教育費は一・二八倍。今回の案が公表された六月の時点で削減の内容の見直しは今年中に―とされ肝心の削減の中味はわからなかった。当然私たちは防衛庁が固執して譲らな

かった主力装備問題をどうするのか、すでに購入した装備などの後年度負担(ローン返済)や思いやり予算をどうするのかに大きな関心を寄せた。そうした中八月になり防衛庁は来年度(九八年度)予算の概算要求に向けた基本方針を決め削減の中味を明らかにした。来年度は六百億円以上の人件費の増額(給与改善分・一%/年)を見込んでいたこともあり削減の幅はより一層広がった。それが「正面装備に手をつけずに削減額達成は困難」(幹部)との認識と「思いやり予算」に手をつけるといふそれなりに画期的な状況を生み出したといえるかもしれない。

では中味を検証してみよう。まず思いやり予算だが、協定ではつきり日本側負担が決まっている労務費、水道光熱費はそのまま。約九五三億円の削減分は米軍宿舎などの提供施設整備費が中心になる。軍人・軍属に日本にいながらアメリカンライフを保証する米側がどう対応するか注目。しかしこの辺で「海兵隊や軍艦の母港は日本に置くほうが安上がり」という米側側の常識を打ち破り、在日米軍基地の縮小につなげるべきなのだ。政府はこれを機会に提供施設に戦闘機の格

米軍による事件事故

国の補償責任明確に 「被害者の会」が法改正案

中北龍太郎 (弁護士)

「米軍人・軍属による事件被害者の会」(代表 海老原大祐)は、米兵による事件、事故の被害者の救済のために、「民事特別法」改正案を提案した。この改正を実現するため、市民・議員立法運動を展開していく。熱い支援をお願いしたい。以下に改正の提案理由を述べる。

「民事特別法」改正案

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づき日本国内にあるアメリカ合衆国の陸軍、海軍又は空軍(以下「合衆国軍隊」という。)の構成員、被用者又はこれらの家族が、日本国内において違法に他人に損害を加えたときは、国の公務員又は被用者がその職務を行うについて違法に他人に損害を加えた場合の例により、国がその損害を賠償する責任を負う。

第一条を次のように改める。

一日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づき日本国内にあるアメリカ合衆国の陸軍、海軍又は空軍(以下「合衆国軍隊」という。)の構成員、被用者又はこれらの家族が、日本国内において違法に他人に損害を加えたときは、国の公務員又は被用者がその職務を行うについて違法に他人に損害を加えた場合の例により、国がその損害を賠償する責任を負う。

第三条に次の一項を加える。

2 第二条の規定は、合衆国軍隊の被用者の職務遂行中に行われたものでない不法行為及びこれらの者の家族の不法行為については、その加害者が日本国民もしくは通常日本国内に居住する被用者又はこれらの家族である場合は、適用しない。

附則

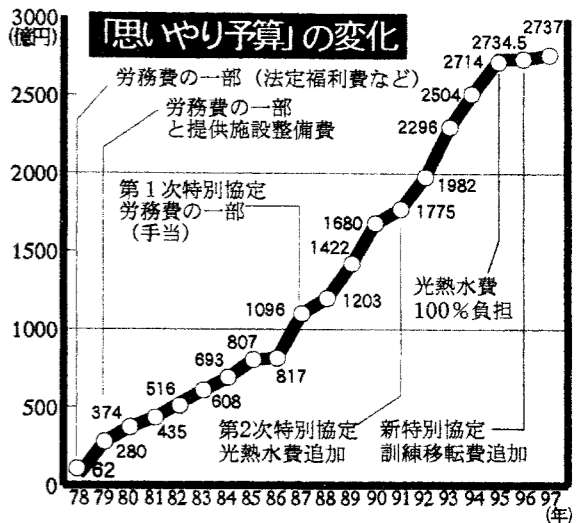
1 この法律は、公布の日から起算して九〇日を経過した日から施行する。
2 この法律の施行前に行われた合衆国軍隊の構成員もしくは被用者の公務執行外の不法行為又はこれらの家族の不法行為による損害については、日本国は政令の定めるところにより右不法行為の被害者等に対し被害者等給付金を支給する。

やさしく言えば…

公務外の事件・事故、
軍人・軍属によるもの
だけでなく、その家族
による事件・事故の被
害も損害賠償の対象
にする。賠償責任は国
が負う。

加害者が日本国民で
あったり通常日本に居
住している場合には、
損害賠償を受けられ
る可能性があるのので、
適用除外する。

改正法の施行前に行
われた公務外の不法
行為による損害につい
ても、人道的観点から
国の責任で救済措置
をとる。



納庫まで含まれている現実や七七年までは労務費、水道光熱費のたぐいも米軍側が負担していたことを再認識し、「思いやり予算」の見直しをもっとすすめるべきだ。国民も「思いやり予算」のムダづかいを容認しない態度を明確にしよう。

後年度負担は今年度同様支払い時期の繰り延べ継続でしのご。規模は今年度(六〇七億円)のほぼ二倍で一七〇億円の予算減が見込まれる。しかし二〇〇〇年度まで繰り延べしたとして問題はその後。日本はローン買いが得意で、例えば艦船六隻を二六〇〇億円で買ってもローン支払いの予算を単年度で五億円と組み

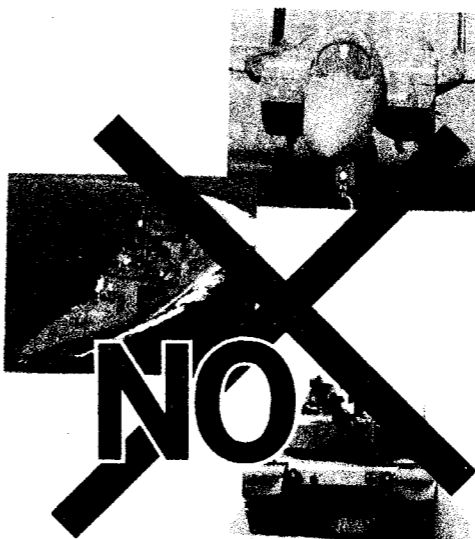
立てる。結果九六年度はローン支払い総額一兆八〇〇億円にものぼっている。しかしローンでの大きな買い物(軍拡)は見えにくく、そのムダづかい程度にも人々はつい無関心になる。聞くところによると世界では軍事物件に関して一度は買うと約束してもキャンセルするのは当り前だとか。もう買ってしまったもの支払いを値切ったり支払わなかったりということも結構あるとか。生真面目ニッポンも一度ぐらいやってみてもいいんじゃない?

「中期防」の九二〇〇億円圧縮は容易にちがいない。一機一二〇億円の戦闘機を四七機から四五機に減らして二四〇億円の節約。…という具合に桁の違う買い物だからほんの少しか減らせばいいのだ。話しは簡単。といっても今までコレコレの状況だからコレコレ必要なのだと云った以上防衛庁にはそう簡単に減らせないという事情もあるらしい。戦車は九六輛からわずかマイナス六輛。艦船は七隻から六隻になるのみで、九二年の中期防見直し時より削減幅は小さかった。その分チマチマがんばるのは後方関連経費。訓練規模の縮小や装備の点検・修理リサイクルの先延ばし、さらには装

備品などをできるだけ安く買う…といった程度のことだった。

結局のところ多額の税金を使ってなぜこんなに立派な軍備を整え、維持していかなければならないのかについての見直しはされていない。文字どおり小手先だけの削減計画でただ問題の先送り、数字あわせにしかすぎないものだったといえる。

けれど国民ががんばればこれが突破口にならないとはかぎらない。ガイドライン問題などからませこの秋キャンペーンを展開するか、責任重大である。◆



1997.6.27~1997.8.21

S=原子力潜水艦(原潜) スタージョン級
L=原子力潜水艦(原潜) ロサンゼルス級

横須賀

- ◆ 07/04 09:56 原潜バツファロ(L) 入港。
- ◇ 07/11 10:01 原潜バツファロ(L) 出港。
- ◆ 07/11 15:51 原潜インディゴ(L) 入港。
- ◇ 07/19 09:50 原潜インディゴ(L) 出港。
- ◆ 07/16 14:29 原潜ロサンゼルス(L) 入港。
- ◇ 07/20 14:59 原潜ロサンゼルス(L) 出港。
- ◆ 08/04 14:04 原潜ボーツマス(L) 入港。
- ◇ 08/14 09:48 原潜ボーツマス(L) 出港。
- ◆ 08/13 13:57 原潜キーウェスト(L) 入港。

横須賀累計(うち原潜): 17(17)

佐世保

- ◆ 06/29 15:15 原潜ホノルル(L) 入港。
- ◇ 07/01 16:41 原潜ロサンゼルス(L) 出港。
- ◇ 07/02 16:00 原潜ボーツマス(L) 出港。
- ◇ 07/02 10:03 原潜ホノルル(L) 出港。
- ◆ 07/03 07:49 原潜インディゴ(L) 入港。
- ◆ 07/05 15:15 原潜ロサンゼルス(L) 入港。
- ◇ 07/06 15:05 原潜インディゴ(L) 出港。
- ◇ 07/11 09:59 原潜ロサンゼルス(L) 出港。

佐世保累計(うち原潜): 13(13)

初臼比子(沖繩・那覇市) なし

- ◆ 07/21 08:00 原潜インディゴ(L) 入港。
- ◇ 07/22 08:00 原潜インディゴ(L) 出港。
- ◆ 同日 直後 原潜インディゴ(L) 入港。★
- ◇ 同日 直後 原潜インディゴ(L) 出港。
- ◆ 07/25 10:00 原潜インディゴ(L) 入港。
- ◇ 07/28 10:00 原潜インディゴ(L) 出港。
- ◆ 07/29 10:00 原潜インディゴ(L) 入港。★★
- ◇ 同日 直後 原潜インディゴ(L) 出港。
- ◆ 07/31 10:00 原潜インディゴ(L) 入港。
- ◇ 08/01 14:00 原潜インディゴ(L) 出港。

初臼比子累計(うち原潜): 8(8)

●1997.1.1から8.21までの各地の原子力艦
入港数: ()内は原潜

横須賀	17(17)
佐世保	13(13)
初臼比子	8(8)
合計	38(38)

★ けが人が出たため、いったん出港後すぐにもどる。
★★乗組員一名下船。

提案理由

年に二三〇〇件の被害

防衛施設庁の資料によると、日本国に駐留する合衆国軍隊の構成員及び被用者による公務上外を合わせた不法行為の被害は、一九七二年から一九九四年までの間に全国で計五万三千六百六件もの多数にのぼっており、年間平均すると約二二三二件の被害発生状況となっている。この数値は、これら被害者の窓口となつて防衛施設局に請求手続きがなされたものだけであり、同局に請求手続きがなされていない被害件数、及び日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う民事特別法(以下「民事特別法」という)に基づく損害賠償制度や地位協定第一八条六項の「慰籍料」支給制度が適用されない合衆国軍隊の構成員・被用者の家族による不法行為

被害を加えると、被害総数はさらに大幅に増加する。

米国による補償は「恩恵」

公務員の不法行為については、民事特別法により、その損害につき日本国が損害賠償責任を負うことになっているが、合衆国軍隊の構成員、被用者による公務外の不法行為及びこれらの家族による不法行為については、加害者の個人責任の問題とされ、日本国は損害賠償責任を負つてはいない。

もつとも地位協定第一八条六項は、合衆国軍隊の構成員、被用者による公務外の不法行為に対して「慰籍料」支給制度を規定するが、同規定はアメリカ合衆国に法的賠償義務を認めただけではなく、アメリカ合衆国による好意的・恩恵的制度とされている。また、この制度は、合衆国軍隊の構成員・被用者の家族による不法行為については適用されない。補償有無及び金額の決定は、合衆国政府の裁量に委ねられており、

「公務外」多くは泣き寝入り

合衆国軍隊の構成員、被用者による公

務外の不法行為及びこれらの家族による不法行為については被害者の救済はきわめて不十分である。

加害者に対する損害賠償制度は、被害者救済に役だつてはいない。なぜなら、合衆国軍隊の構成員、被用者及びこれらの家族は、日本国内での滞在期間が短いものが圧倒的に多く、日本国内においてほとんどごめばしい資産・資力を有していないし、兵役の終了、勤務地の変更などの理由で、民事判決の執行時点ですでに国外に出ている場合も多いからである。しかも、米国の裁判所に加害者を被告として訴訟を提起することもできるものの、実際には、そのような訴訟の遂行及び損害賠償金の支払いを得ることは極めて困難だという事情もある。

地位協定第一八条六項の補償実態については、公的に公表されたものは存在しないが、各種調査・報告等によると、「慰籍料」支給額は、損害額の一部にとどまっている。その理由として、「慰籍料」支給制度が好意的・恩恵的制度に過ぎないことが挙げられる。また、防衛施設局が地位協定第一八条六項に基づいて合衆国政府に報告するために査定する金額が低いこともその原因の一つになっている。

日本に居ること自体が「公務」

合衆国軍隊の構成員、被用者及びそれらの家族は、日米安全保障条約、日米地位協定に基づきその職務を行うため、或いはその職務に従事する者の家族として日本に駐留している。

つまり、合衆国軍隊の構成員、被用者及びそれらの家族は、日本政府がアメリカ合衆国政府にたいし米軍基地を提供した結果、職務として駐留するものであり、公務外の事件・事故及び家族の事

件・事故も、日本駐留に伴って発生するものであるから、それら事件・事故は米軍基地存続に伴う制度的・構造的なものといえる。

被害者救済の観点から、米軍基地を存続させる日本国が、合衆国軍隊の構成員、被用者による公務中の不法行為だけでなく、それらの者による公務外の不法行為及びそれらの家族の加えた不法行為についても、損害賠償責任を負うよう法的整備をはかることは、緊急の立法課題であり、一日も早いその実現はなによりも正義に合致する。

米軍人・軍属による 事件被害者の会

連絡先 ● 662 西宮市建石町 7-1-43
西宮西高校教職員組合
電話 0798 (23) 1911

●海外から帰国して日本の街を眺めると日本の風土を実感する美しい街はどこにあるのだろう、と思ってしまう。近代的な建物がさっそうと並ぶ都会の一部は確かにキレイで快適かもしれないけれどどこか借り物のような気がする。ただただ大きいだけの広告と、電柱と電線が人の住む街の景観をズタズタにしている。仰々しく日本らしさをアピールするホテルや日本食レストランよりゆっくり歩いてみたいと思える私たちの街が欲しいと思う。(や)

●残業させられたあと、日吉の慶応まで這って行って、プリプりとラッパを吹き、非常に疲れた。しかしこれから夜更けの事務所で一人発送の準備をしなければならない。さもないと編集長に、バックドロップと七年ゴロシを同時に食わされてしまうのだ。冷蔵庫には(や)さん差し入れのビールがニコニコしていると言うのに。しかしペーターベンのおじさんが言うとおおり、人は皆それぞれにタイヘンなのだ。皆、ガンバろうではないか。(ま)

●それにしてもだ。今年のベイスターズの進撃は一体どうなっておるのか。37年前、そうあの「60年」から、ずっときっちりファンをやっているお父さんの心は複雑に揺れ動くのである。笑うでない。(た)

●予告なしに7月を休んでしまいました。おわびします。(た)

編
集
室
か
ら

会計報告

(97.7.1~8.13)

[収入]

○前月からの繰越し	168,844
○今月の収入	517,595
会費収入	355,500
(内訳) 維持団体	0
維持個人	72,000
参加団体	12,000
参加個人	48,000
通信会員	223,500
カンパ収入	162,000
預金利子	95
資料収入	0
運動収入	0

[支出]

●今月の支出	106,431
事務所代(8月分)	40,000
水道光熱費	6,073
電話FAX費	8,074
郵送費	45,004
文具・備品	400
印刷・コピー代	0
振り込み手数料	6,270
雑費	610

●次月への繰越し 580,008

*運動費は運動プロジェクト毎の独立採算となっているため、それにあてはまらない収支のみがこの欄に計上されます。

会計から

●八〇余名(団体)の皆さんから会費納入、二〇余名(団体)の皆さんからカンパのご送金をいただきました。カンパの中には、「でんがくれん草の根平和基金」服部学さんからの一〇万円の大口カンパも含まれています。心から感謝いたします。ガイドライン問題など秋からまた積極的な運動展開が求められています。財政基盤の安定は「力」です。がんばりましょう。(や)

月刊キャッチピース

No. 55 (通巻134号)

発行●脱軍備ネットワークキャッチピース

連絡事務所●〒222 横浜市港北区錦ヶ丘

10-4 ハイツ幸1-B

☎・FAX 045(433)3483

E-MAIL: tamaki@ab.mbn.or.jp

編集●月刊キャッチピース編集委員会

郵便振替●00160-7-136148キャッチピース

定価●100円(通信会員年間3000円)